
地域脱炭素化促進区域に係る 道基準案について

令和5年（2023年）5月17日（水）

北海道環境審議会の自然環境部会と地球温暖化対策部会の合同審議



1 地域脱炭素化促進事業制度（振り返り）

制度の趣旨

「地域脱炭素化促進事業」に関する制度は、地域の円滑な合意形成を図り、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進**する制度。

本制度は、「地域脱炭素化促進事業」として行わない再生可能エネルギー事業には及びません。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

都道府県基準

都道府県基準は、促進区域設定に係る**環境省令で定める基準に上乘せ・横出しして、地域の実情（自然的社会的条件）に応じた環境の保全への適正な配慮を求める**ための基準。

（都道府県基準は、認可を不要にしたり、許認可などの基準を緩和するものではありません）

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）

〔市町村が設定する促進区域〕

- ✓ 地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用するような、意欲的な再生可能エネルギー導入目標を設定した上で、その実現に向けて国及び都道府県が定めた基準に従って設定
- ✓ **環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して設定**
- ✓ **地域の合意形成を図り、再生可能エネルギー導入の適地を設定**
- ✓ 環境保全上の支障や環境配慮の観点から保全すべき区域は、促進区域から除くか、当該支障を回避するための適切な措置などを講じられる場合に設定

（環境省_地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）2022年6月より引用）

2 都道府県基準の構成

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（以下「規則」。）で示されている都道府県の基準の構成は次のとおり。

- ① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域**（以下「除外区域」。）
（規則第五条の四第2項第一号）

※ 除外区域に設定された区域は、市町村の促進区域に設定することができません

- ② 考慮対象事項**（以下「考慮対象区域・事項」）
（規則第五条の四第2項第二号）

※ 考慮対象区域・事項に設定された区域・事項は、支障を回避するための適切な措置を講じられる場合などに、市町村の促進区域に設定することができます（措置できなければ設定できません）

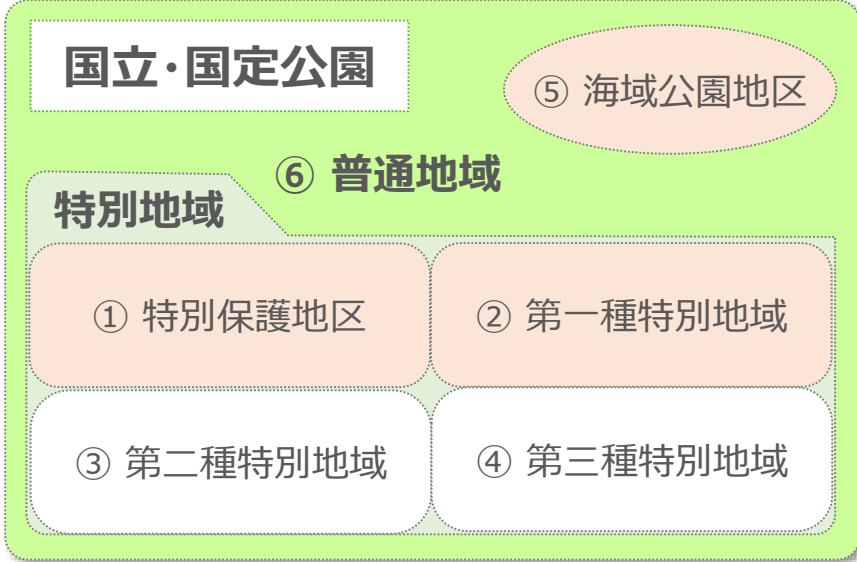
No.	事項等
ア	施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ	考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ	考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ	収集すべき情報の収集方法

- ③ 適用除外**（規則第五条の四第5項）

- ④ 特例事項**（規則第五条の四第3項）

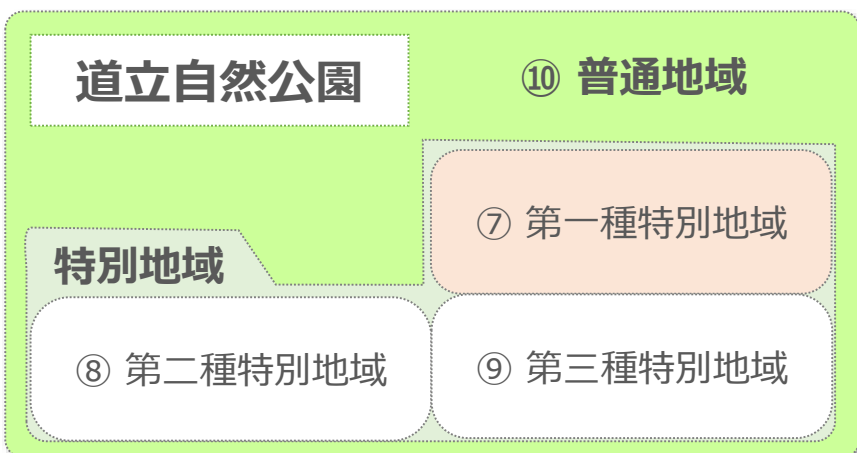
3 環境保全への適正な配慮を求める自然環境の主な区域と構成（自然公園）

自然公園法



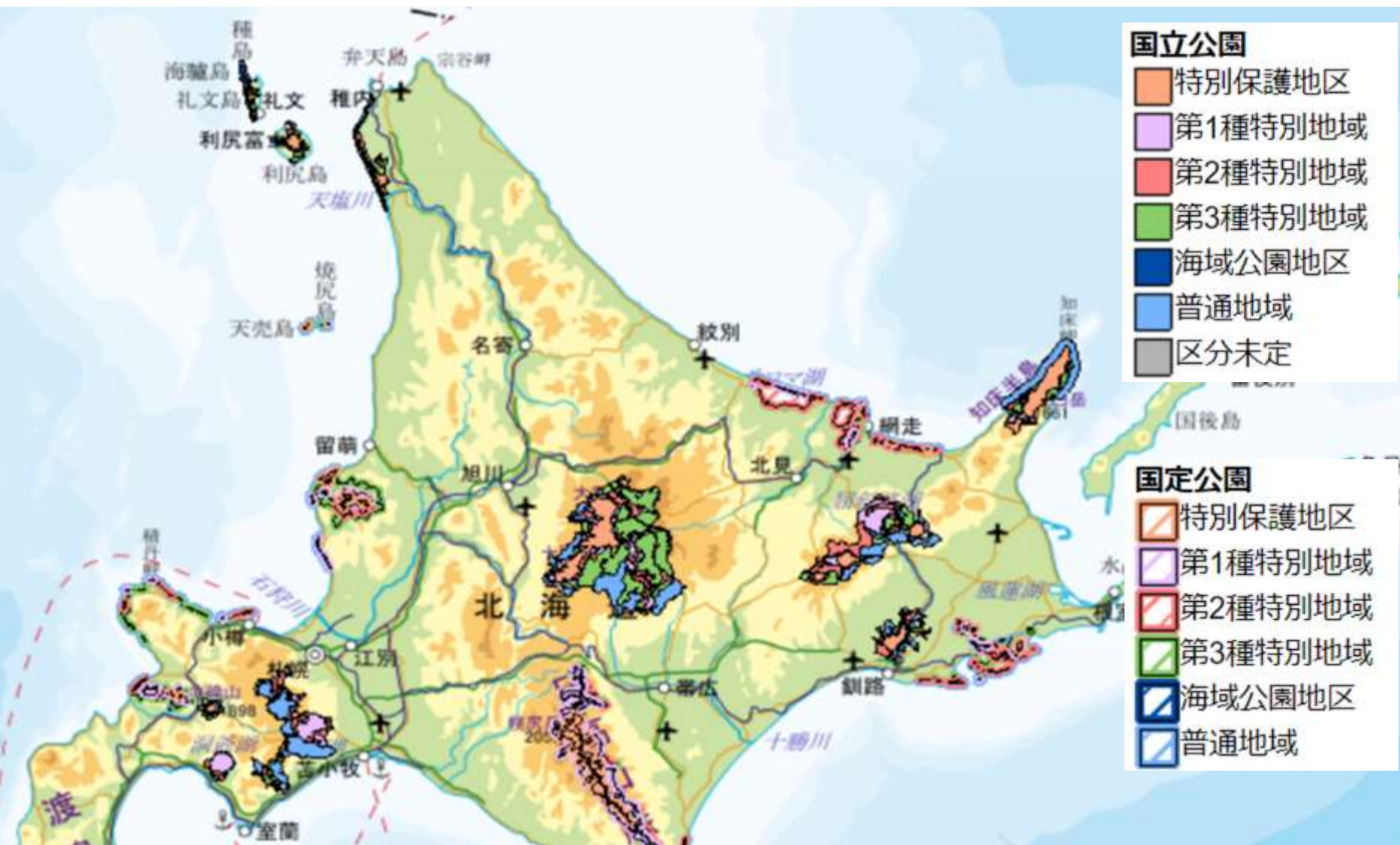
No.	区域名		建築物その他の工作物の設置			
			法	施行規則 (許可基準)	備考	
①	特別地域	特別保護地区	許可制	×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制
②		第一種特別地域				
③		第二種特別地域		○	基準判定	
④		第三種特別地域				
⑤	海域公園地区			×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制
⑥	普通地域		届出制	○	要件合致時届出	要件未済は届出不要

北海道立自然公園条例



No.	区域名		建築物その他の工作物の設置			
			条例	施行規則 (許可基準)	備考	
⑦	特別地域	第一種特別地域	許可制	×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制
⑧		第二種特別地域		○	基準判定	
⑨		第三種特別地域				
⑩	普通地域		届出制	○	要件合致時届出	要件未済は届出不要

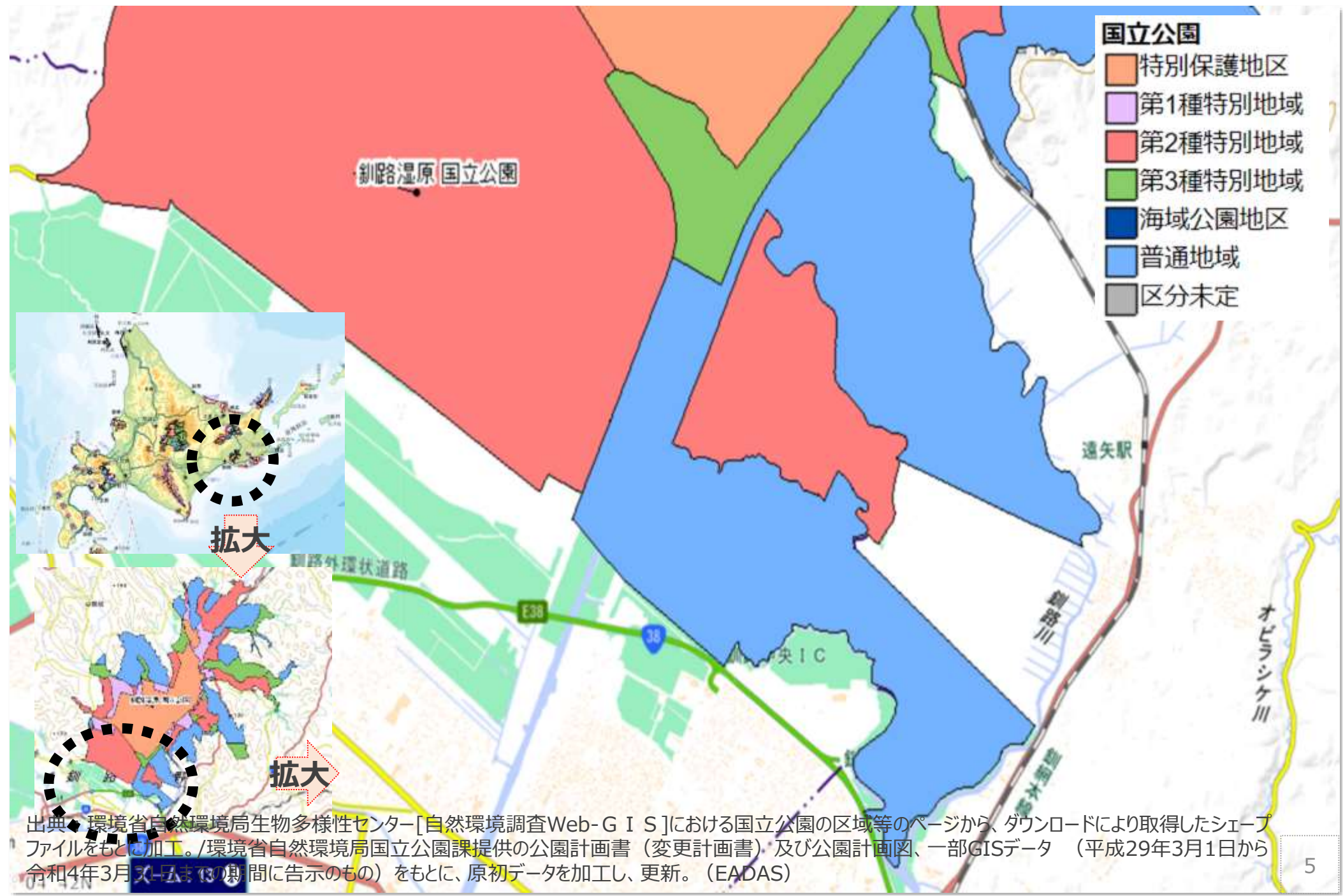
4 国立・国定公園（北海道全域）



出典：〔国立公園〕環境省自然環境局生物多様性センター〔自然環境調査Web-GIS〕における国立公園の区域等のページから、ダウンロードにより取得したシェープファイルをもとに加工。/環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書（変更計画書）及び公園計画図、一部GISデータ（平成29年3月1日から令和4年3月31日までの期間に告示のもの）をもとに、原初データを加工し、更新。（EADAS）

出典：〔国定公園〕国土交通省〔国土数値情報（自然公園区域）平成22年度〕をもとに加工。/更新：令和4年3月31日告示までの公園区域及び保護規制計画の変更または修正情報が得られた国定公園は、環境省自然環境局国立公園課及び都道府県の所管部署提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）等をもとに、原初データを加工し、更新/新規：令和4年3月31日告示までの新規指定された国定公園の場合は、環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）をもとにGISデータを作成または加工し、既存のデータに集約。（EADAS）

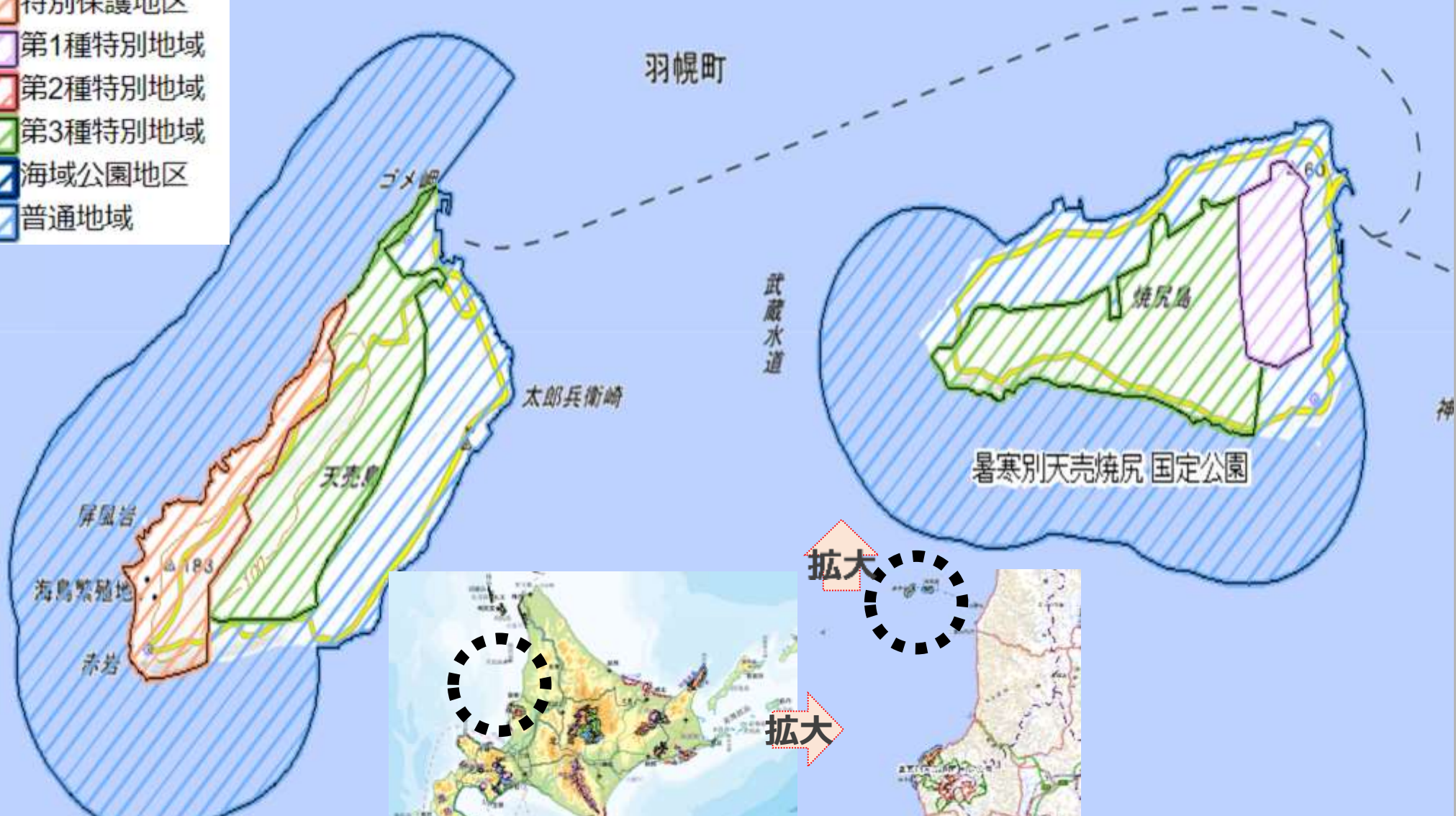
4-1 国立公園（釧路湿原国立公園の釧路中央IC周辺）



出典◆ 環境省自然環境局生物多様性センター[自然環境調査Web-G I S]における国立公園の区域等のページから、ダウンロードにより取得したシェープファイルをもとに加工。/環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書（変更計画書）及び公園計画図、一部GISデータ（平成29年3月1日から令和4年3月31日までの期間に告示のもの）をもとに、原初データを加工し、更新。（EADAS）

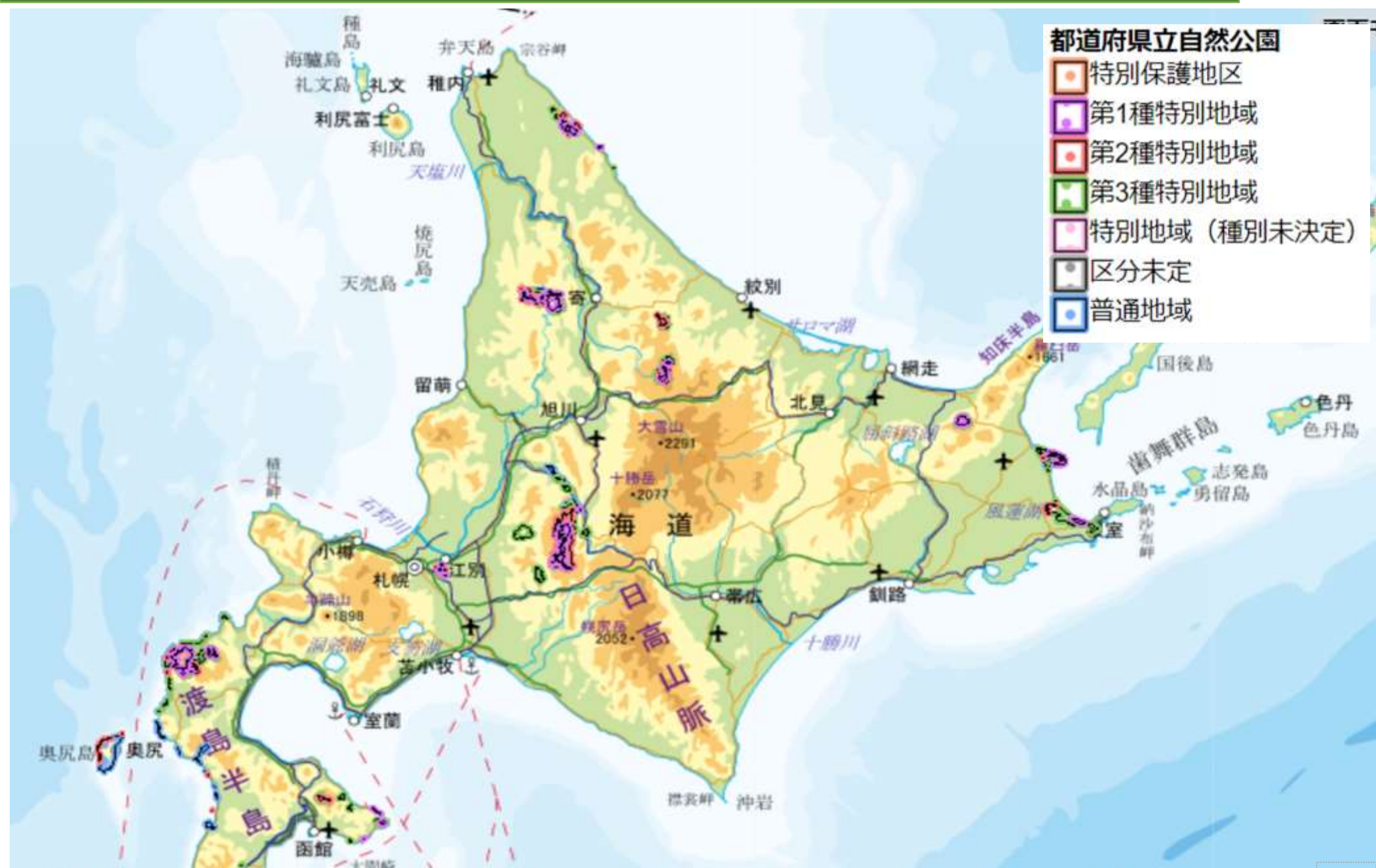
4-2 国定公園（暑寒別天売焼尻国定公園の天売島・焼尻島周辺）

- 国定公園**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 海域公園地区
 - 普通地域



出典：国土交通省「国土数値情報（自然公園区域）平成22年度」をもとに加工。/令和4年3月31日告示までの公園区域及び保護規制計画の変更または修正情報が得られた国定公園は、環境省自然環境局国立公園課及び都道府県の所管部署提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）等をもとに加工し更新/令和4年3月31日告示までの新規指定された国定公園の場合は、環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）をもとにGISデータを作成または加工し、既存のデータに集約（EADAS）

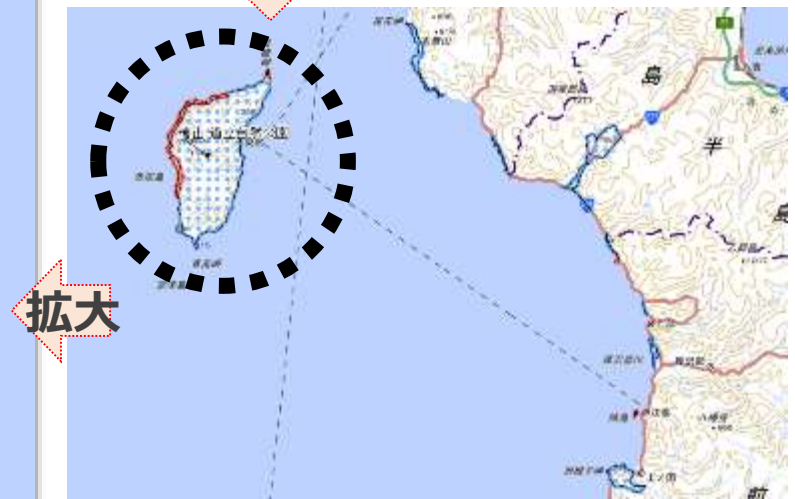
5 北海道立自然公園（北海道全域）



出典：都道府県の自然公園所管部署から提供を受けた都道府県立自然公園の公園区域及び公園計画図、指定書及び公園計画書、またはGISデータ。令和4年5月17日告示までの最新版（EADAS）

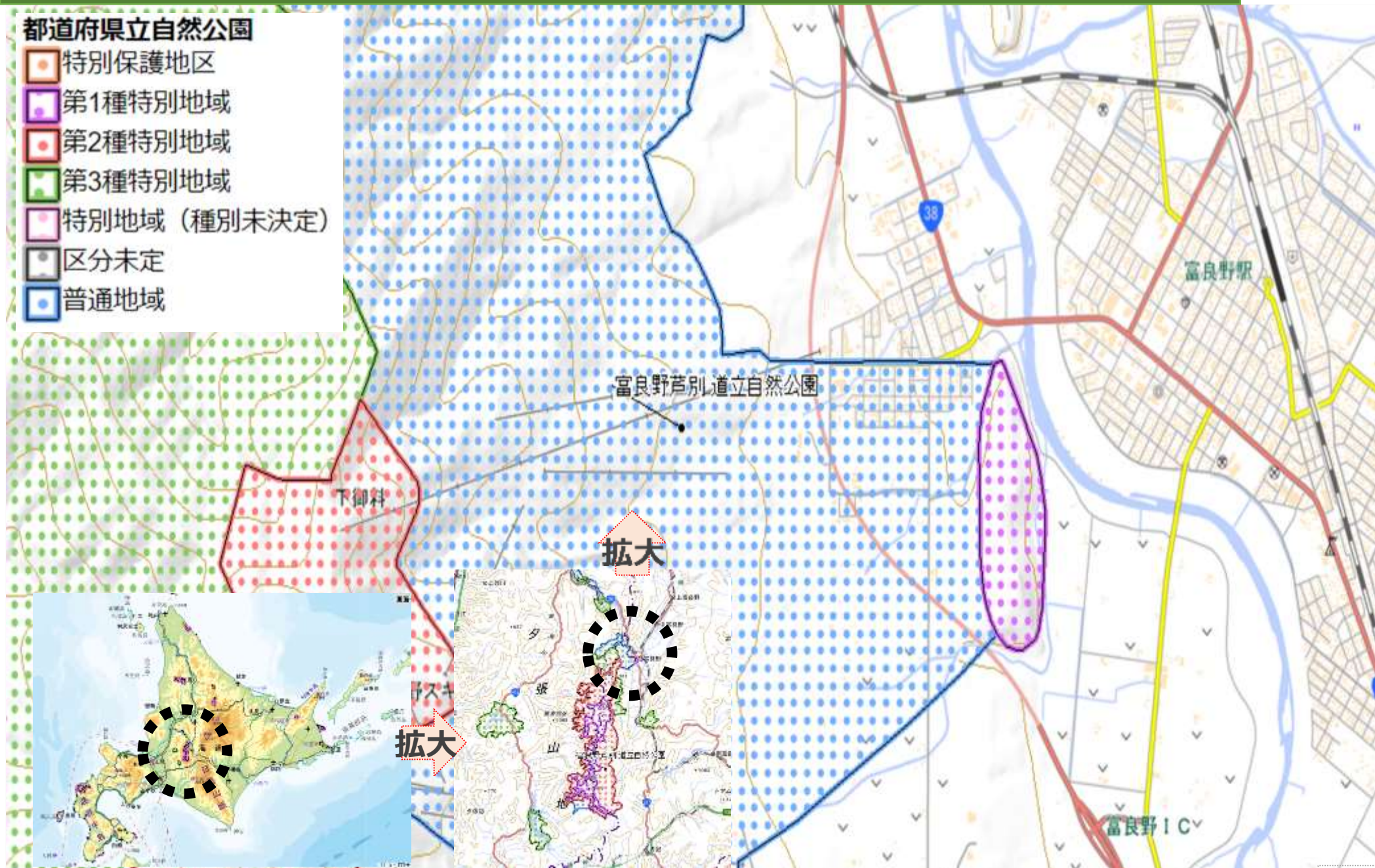
5-1 北海道立自然公園（檜山道立自然公園の奥尻島周辺）

- 都道府県立自然公園**
- 特別保護地区
 - 第1種特別地域
 - 第2種特別地域
 - 第3種特別地域
 - 特別地域（種別未決定）
 - 区分未定
 - 普通地域



出典：都道府県の自然公園所管部署から提供を受けた都道府県立自然公園の公園区域及び公園計画図、指定書及び公園計画書、またはGISデータ。令和4年5月17日告示までの最新版（EADAS）

5-2 北海道立自然公園（富良野芦別道立自然公園の富良野駅周辺）



6 環境保全への適正な配慮を求める自然環境の主な区域と構成（自然環境保全地域）

自然環境保全法

⑪ 原生自然環境保全地域

⑫ 立入制限地区

自然環境保全地域

⑮ 普通地区

⑬ 特別地区

⑭ 野生動植物保護地区

北海道自然環境等保全条例

道自然環境保全地域

⑮ 普通地区

⑯ 特別地区

⑰ 野生動植物保護地区

環境緑地保護地区等

⑲ 環境緑地保護地区

⑳ 自然景観保護地区

㉑ 学術自然保護地区

㉒ 記念保護樹木

No.	区域名		建築物その他の工作物の設置			
			法	施行規則 (許可基準)	備考	
⑪	原生自然環境保全地域		原則禁止	×	-	法で行為を原則禁止
⑫	立入制限地区					
⑬	自然環境保全地域	特別地区	許可制	○	基準判定	許可取得で設置可能
⑭		野生動植物保護地区				
⑮		普通地区				

No.	区域名		建築物その他の工作物の設置				
			条例	施行規則 (許可基準)	備考		
⑯	道自然環境保全地域	特別地区	許可制	○	基準判定	許可取得で設置可能	
⑰		野生動植物保護地区					
⑱		普通地区					届出制
⑲	環境緑地保護地区		届出制	○	要件合致時届出	要件未済は届出不要	
⑳	自然景観保護地区						
㉑	学術自然保護地区		行為禁止	×	-	条例で行為を禁止	
㉒	記念保護樹木		届出制	○	原則届出	-	10

7 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（北海道全域）



8 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（法）（北海道全域）

原生自然環境保全地域

■ 原生自然環境保全地域

自然環境保全地域（野生動植物保護地区）

■ 野生動植物保護地区

自然環境保全地域

■ 特別地区

■ 海域特別地区

■ 普通地区

沖合海底自然環境保全地域

■ 沖合海底自然環境保全地域

■ 沖合海底特別地区



出典：環境省自然環境局自然環境計画課提供の原生自然環境保全地域（5地域）及び自然環境保全地域（10地域）の指定書及び区域図（平成27年12月1日時点）/環境省自然環境局自然環境計画課提供の沖合海底自然環境保全地域（4地域）GISデータ/環境省ホームページ沖合海底自然環境保全地域の指定書及び保全計画書（令和3年3月31日時点）/環境省ホームページ 自然環境保全地域 各種データ、（1）原生自然環境保全地域、（2）自然環境保全地域、（3）自然環境保全地域(野生動植物保護地区)、（4）自然環境保全地域(海域特別地区)、（5）沖合海底自然環境保全地域、／（1）～（4）平成27年12月1日時点、（5）令和3年3月31日時点（EADAS）

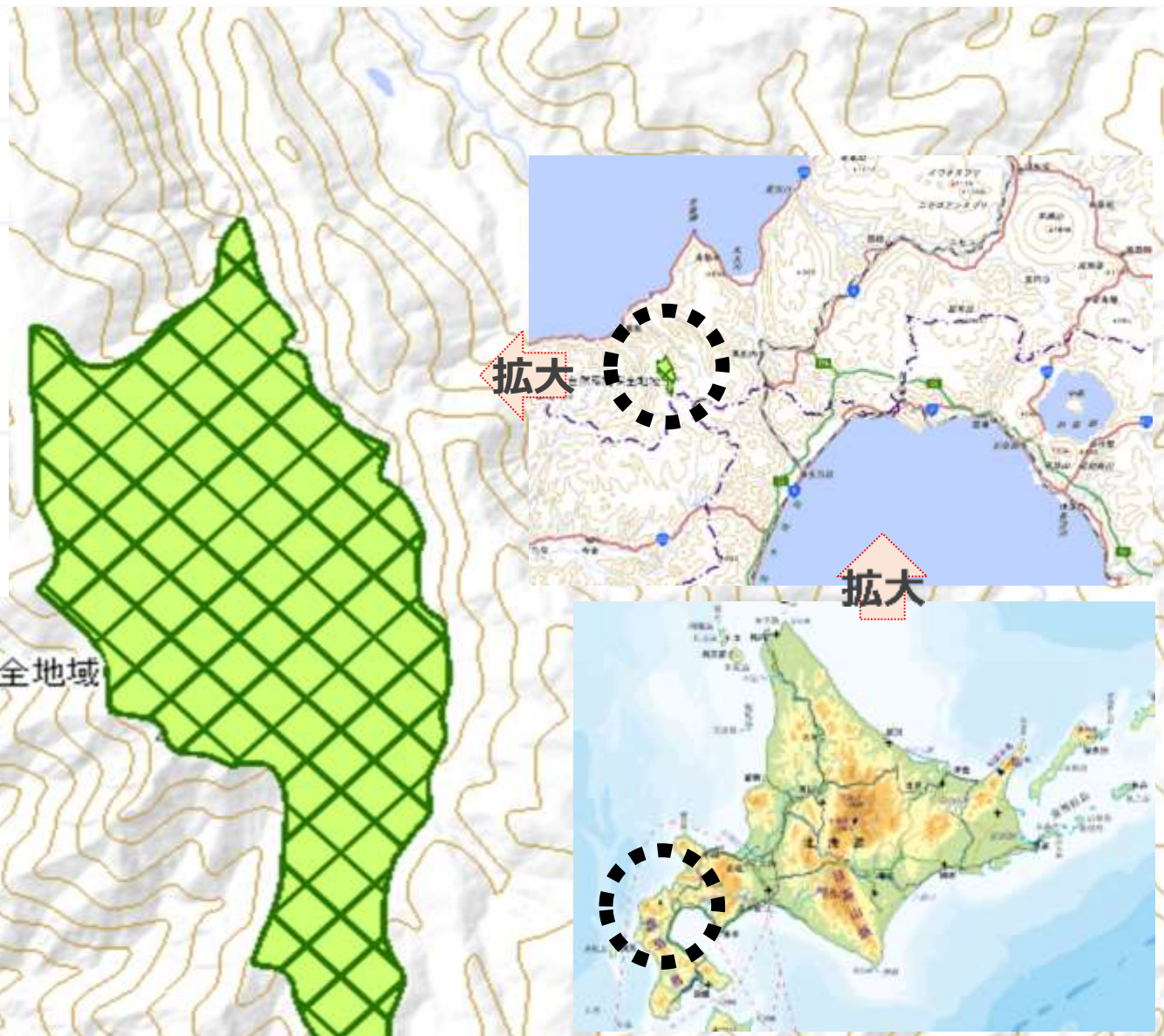
- 原生自然環境保全地域**
-  原生自然環境保全地域
- 自然環境保全地域（野生動植物保護地区）**
-  野生動植物保護地区
- 自然環境保全地域**
-  特別地区
-  海域特別地区
-  普通地区
- 沖合海底自然環境保全地域**
-  沖合海底自然環境保全地域
-  沖合海底特別地区



出典：環境省自然環境局自然環境計画課提供の原生自然環境保全地域（5地域）及び自然環境保全地域（10地域）の指定書及び区域図（平成27年12月1日時点）/環境省自然環境局自然環境計画課提供の沖合海底自然環境保全地域（4地域）GISデータ/環境省ホームページ沖合海底自然環境保全地域の指定書及び保全計画書（令和3年3月31日時点）/環境省ホームページ 自然環境保全地域 各種データ、（1）原生自然環境保全地域、（2）自然環境保全地域、（3）自然環境保全地域(野生動植物保護地区)、（4）自然環境保全地域(海域特別地区)、（5）沖合海底自然環境保全地域、／（1）～（4）平成27年12月1日時点、（5）令和3年3月31日時点（EADAS）

8-2 自然環境保全地域（法）（太平山自然環境保全地域）

- 原生自然環境保全地域
 - 原生自然環境保全地域
- 自然環境保全地域（野生動植物保護地区）
 - 野生動植物保護地区
- 自然環境保全地域
 - 特別地区
 - 海域特別地区
 - 普通地区
- 沖合海底自然環境保全地域
 - 沖合海底自然環境保全地域
 - 沖合海底特別地区



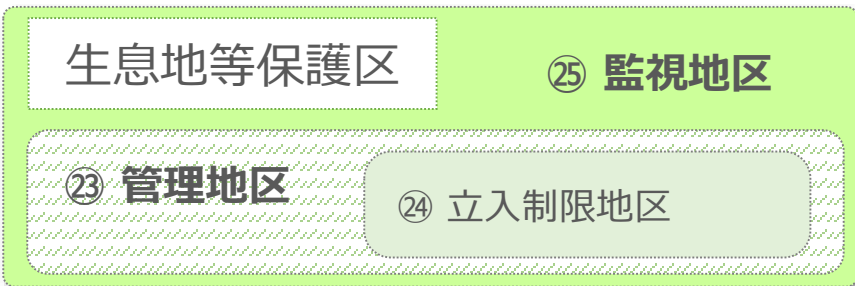
出典：環境省自然環境局自然環境計画課提供の原生自然環境保全地域（5地域）及び自然環境保全地域（10地域）の指定書及び区域図（平成27年12月1日時点）/環境省自然環境局自然環境計画課提供の沖合海底自然環境保全地域（4地域）GISデータ/環境省ホームページ沖合海底自然環境保全地域の指定書及び保全計画書（令和3年3月31日時点）/環境省ホームページ 自然環境保全地域 各種データ、（1）原生自然環境保全地域、（2）自然環境保全地域、（3）自然環境保全地域(野生動植物保護地区)、（4）自然環境保全地域(海域特別地区)、（5）沖合海底自然環境保全地域、／（1）～（4）平成27年12月1日時点、（5）令和3年3月31日時点（EADAS）



出典：各都道府県の自然環境保全地域所管部署から提供があった指定書、区域図、目録等の写し等（平成27年度）/環境省ホームページ（自然環境保全地域 各種データ）平成27年12月1日時点、（1）都道府県自然環境保全地域内訳表、（2）野生動植物保護地区内訳表（EADAS）

10 環境保全への適正な配慮を求める自然環境の主な区域と構成（生物の生息保護区）

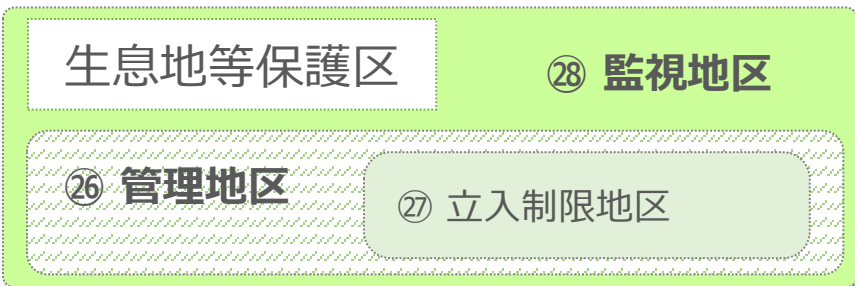
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （種の保存法）



No.	区域名	建築物その他の工作物の設置		
		法	行為許可取扱要領	備考
23	管理地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
24	立入制限地区			
25	監視地区	届出制	○ 原則届出	—

※ 指針に適合しない場合は、不許可にすることができる（法第37条第6項）

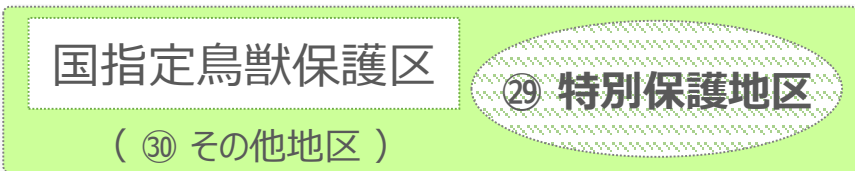
北海道生物の多様性の保全等に関する条例 （北海道生物多様性保全条例）



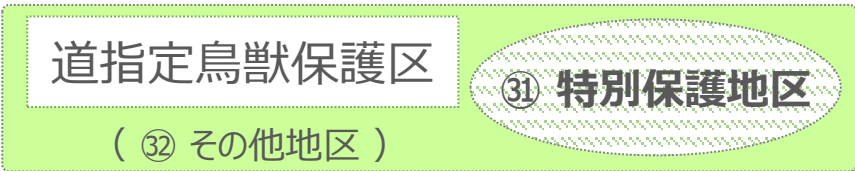
No.	区域名	建築物その他の工作物の設置		
		法	行為許可取扱要領	備考
26	管理地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
27	立入制限地区			
28	監視地区	届出制	○ 原則届出	—

※ 指針に適合しない場合は、不許可にすることができる（条例第66条第6項）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （鳥獣保護法）



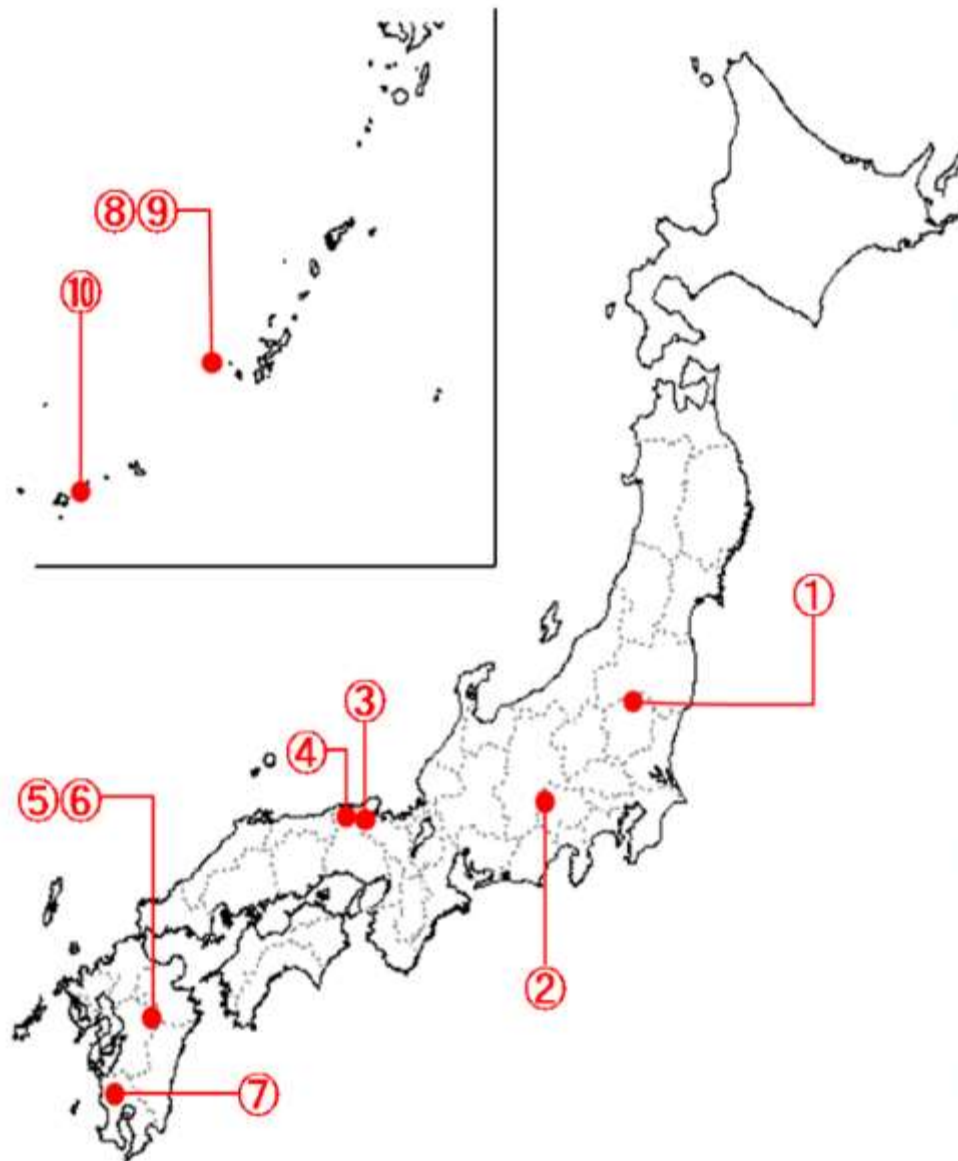
No.	区域名	建築物その他の工作物の設置		
		法	行為許可取扱要領	備考
29	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
30	(その他地区)	—	—	(規制なし)



31	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
32	(その他地区)	—	—	(規制なし)

11 生息地等保護区（法）（日本全域）

種の保存法により生息地等保護区として指定された区域は、北海道内にはありません。（令和5年3月現在）



- ① 羽田ミヤコタナゴ生息地保護区(栃木県大田原市)
- ② 北岳キタダケソウ生育地保護区(山梨県南アルプス市)
- ③ 善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区(京都府京丹後市)
- ④ 大岡アベサンショウウオ生息地保護区(兵庫県豊岡市)
- ⑤ 山迫ハナシノブ生育地保護区(熊本県阿蘇郡高森町)
- ⑥ 北伯母様ハナシノブ生育地保護区(熊本県阿蘇郡高森町)
- ⑦ 蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区(鹿児島県薩摩川内市)
- ⑧ 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区(沖縄県久米島町)
- ⑨ アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区(沖縄県久米島町)
- ⑩ 米原イシガキニイニイ生息地保護区(沖縄県石垣市)

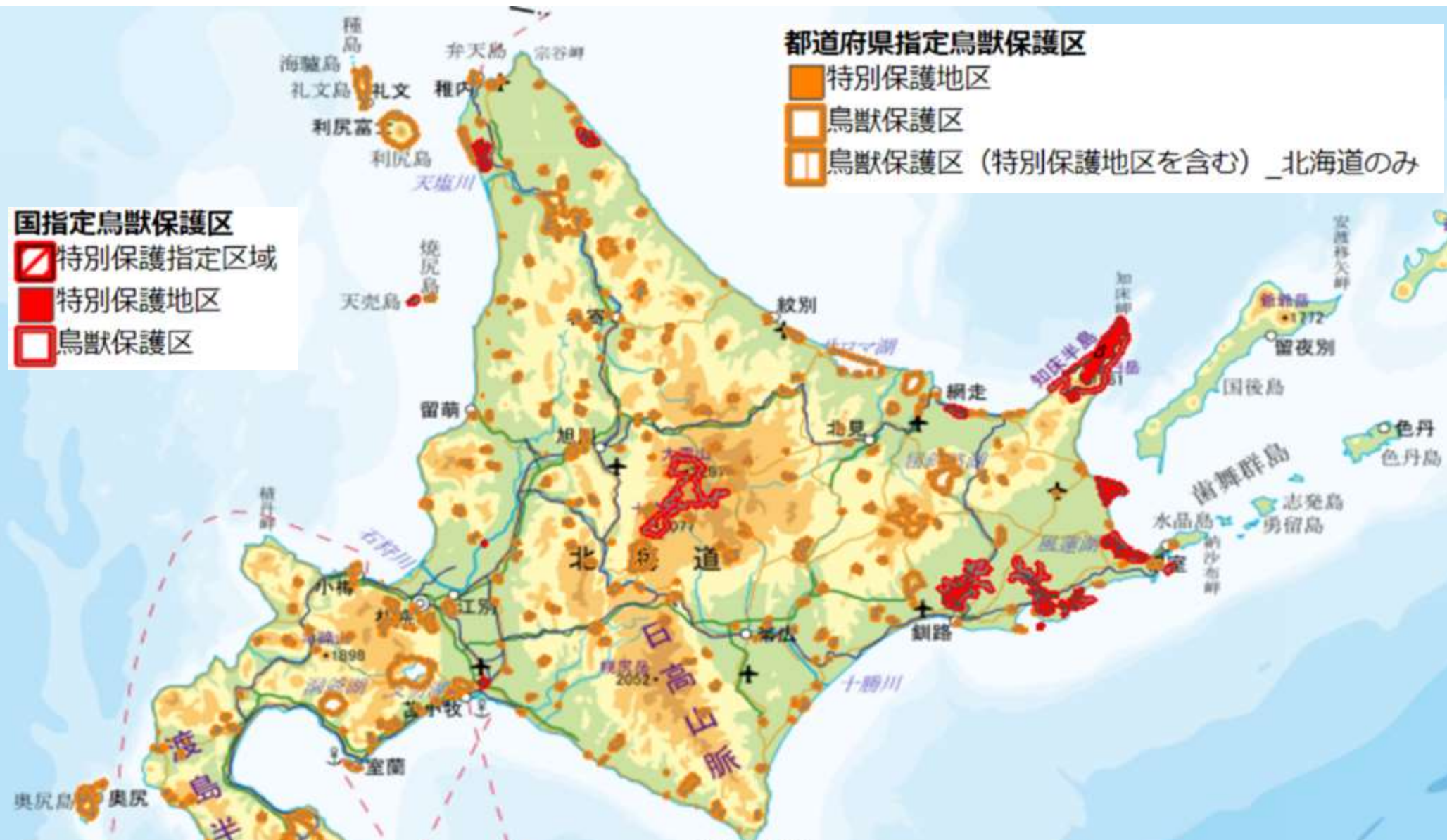
出典：北海道環境生活部自然環境局ホームページ



<ヒダカソウ生育地保護区区域図>



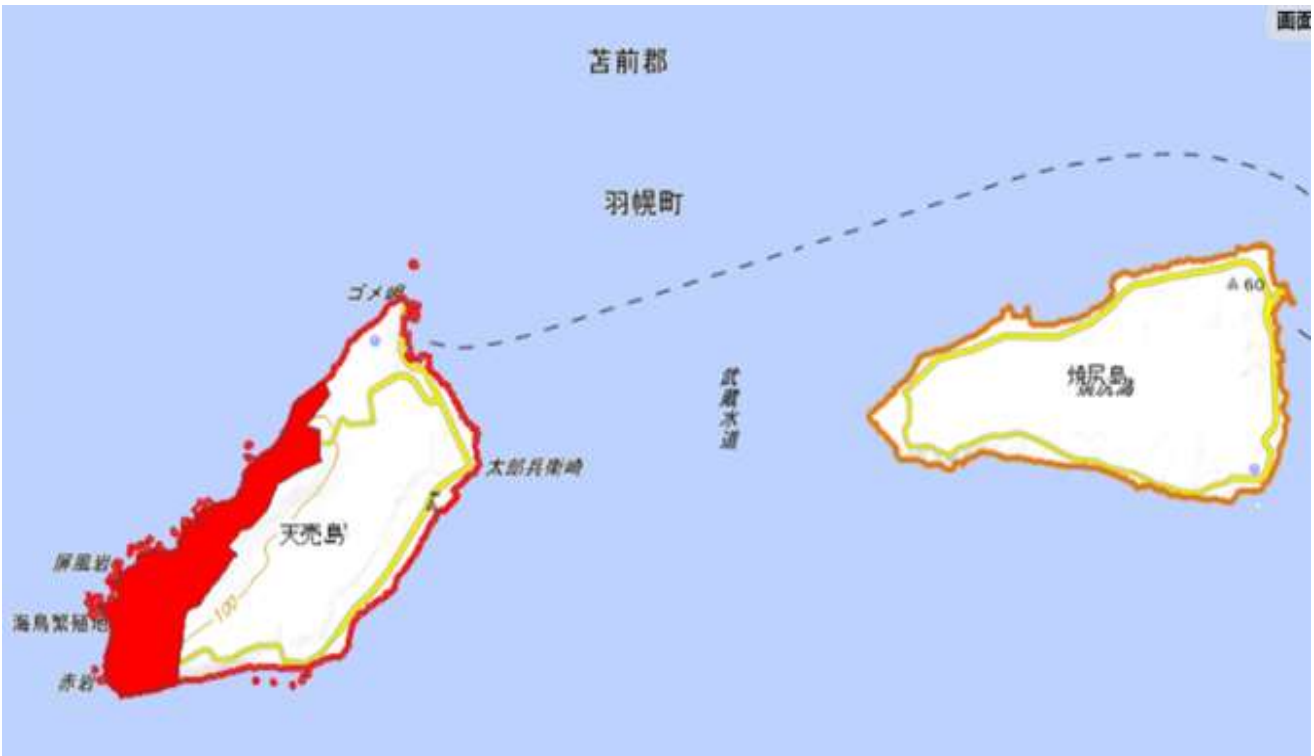
13 鳥獣保護区（北海道全域）



出典：〔国指定〕環境省自然環境局生物多様性センター〔自然環境調査Web-GIS〕の国指定鳥獣保護区区域等のページから、取得したシェープファイル/環境省自然環境局野生生物課提供の平成27年6月1日から令和元年11月1日までに変更、新規指定があった国指定鳥獣保護区の計画書、区域図、新規指定・変更後区域のシェープファイルを使用して、前述のシェープファイルを加工（EADAS）

出典：〔都道府県指定〕都道府県の鳥獣保護区所管部署から提供を受けた「ハンターマップ（令和元年度）」、「鳥獣保護区区域図（令和元年度）」、「鳥獣保護管理事業計画書」（EADAS）

13-1 鳥獣保護区（国指定天売島周辺及び道指定焼尻島・利尻島・礼文島周辺）



- 国指定鳥獣保護区**
- 特別保護指定区域
 - 特別保護地区
 - 鳥獣保護区
- 都道府県指定鳥獣保護区**
- 特別保護地区
 - 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）_北海道のみ

出典：〔国指定〕環境省自然環境局生物多様性センター〔自然環境調査Web- GIS〕の国指定鳥獣保護区区域等のページから、取得したシェープファイル/環境省自然環境局野生生物課提供の平成27年6月1日から令和元年11月1日までに変更、新規指定があった国指定鳥獣保護区の計画書、区域図、新規指定・変更後区域のシェープファイルを使用して、前述のシェープファイルを加工（EADAS）

出典：〔都道府県指定〕都道府県の鳥獣保護区所管部署から提供を受けた「ハンターマップ（令和元年度）」、「鳥獣保護区区域図（令和元年度）」、「鳥獣保護管理事業計画書」（EADAS）

14 ①除外区域案に対する北海道環境審議会委員の主なご意見

委員から「環境保全への適正な配慮の観点から、次の区域や事項は全て「①除外区域」に設定してはどうか（以下「A案」。）」とご意見をいただく。

ラムサール条約湿地 （世界）ジオパーク	世界自然遺産 国立公園	世界文化遺産 国定公園
道立自然公園	国指定鳥獣保護区	道指定鳥獣保護区
生息地等保護区	道指定自然環境保全地域	環境緑地保護地区
学術自然保護地区	重要里地里山	重要湿地
自然再生事業の対象区域	KBA	IBA
「風力発電施設における鳥類のセンシビリティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」		
天然記念物	記念保護樹木	
植生自然度8-10（「自然植生」もしくは「特に自然植生に近い植生」）の区域		
民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECM・自然共生サイト）及びその候補となる区域		
砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域	河川区域	保安林
地域森林計画対象森林	保護林	農用地
漁業権設定水域	自然景観保護地区	北海道・市町村景観条例指定地域
主要な観光動線・眺望点から眺望される区域		

[対応状況] 区域・事項への振り分け案に基づいて、ご意見のうち①除外区域に入るものを太字で表示。（北海道環境審議会で①除外区域に設定する区域を審議中）

15 ①除外区域及び②考慮対象区域・事項への振り分け方（修正案）

9月に作成した「①除外区域及び②考慮対象区域・事項への振り分け方」初案に、北海道の考えとなる道の指針などを加え、国の基準に更に上乘せ・横出した案へ修正し、次のとおり北海道環境審議会に提示。（審議中）

① 除外区域への振り分け方案の修正案

地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、保全対象となる区域の範囲が地番等で明確にされ、図示されている区域であって、法令等で施設の設置が困難な区域。ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除く。

②-1 考慮対象区域への振り分け方の修正案

促進区域に設定する際に、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な区域。

②-2 考慮対象事項への振り分け方の修正案

地域脱炭素化促進事業の実施にあたり、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が必要な事項。

16 振り分け方の各案及びA案に基づいて設定される区域・事項の例

①除外区域に設定される区域は、9月初案では6区域、修正案では+16区域の22区域、A案では9月初案から+37区域の43区域となり、具体的な区域・事項の例は次のとおり。

区域・事項の振り分け方案	区分	①除外区域案または②考慮対象区域・事項案に設定される区域及び事項	
		数	例（9月初案から①除外区域に追加された区域を太字で表示）
9月初案	①除外区域	6	温泉保護地域・準保護地域、道指定鳥獣保護区の特別保護区、生息地等保護区の立入制限地区、学術自然保護地区、道立自然公園の第1種特別地域
	②考慮対象区域・事項	87	水資源保全地域、土砂災害（特別）警戒区域、河川区域、漁港区域、保護林、緑の回廊、センシビリティマップ、保護水面、特定植物群落、重要湿地、重要里山里山、自然度8ランク以上の区域、道立自然公園（第1種特別地域以外）、ジオパーク、長距離歩道、風致地区、1種農地、保全対象施設、IBA、レッドリスト、文化財 など
今回修正案	①除外区域	22	温泉保護地域・準保護地域、 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域、国・道指定鳥獣保護区、生息地等保護区（法・条例）、道指定自然環境保全地域 、学術自然保護地区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、国立・国定・道立自然公園（普通地域を除く）、自然景観保護地区、環境緑地保護地区、要措置区域、市街化調整区域、農用地区域内農地、甲種農地
	②考慮対象区域・事項	71	水資源保全地域、河川区域、漁港区域、地域森林計画対象森林、保護林、緑の回廊、センシビリティマップ、保護水面、特定植物群落、重要湿地、重要里山里山、自然度8ランク以上の区域、ジオパーク、長距離歩道、風致地区、1種農地、漁業権、保全対象施設、IBA、レッドリスト、身近な自然地域、記念保護樹木、文化財 など
A案	①除外区域	43	重要里地里山、IBA、センシビリティマップ、温泉（準）保護地域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害（特別）警戒区域、国・道指定鳥獣保護区、生息地等保護区（法・条例）、道指定自然環境保全地域 、学術自然保護地区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、国立・国定・道立自然公園、自然景観保護地区、環境緑地保護地区、要措置区域、市街化調整区域、農用地区域内農地、甲種農地 など
	②考慮対象区域・事項	50	水資源保全地域、海岸保全区域、漁港区域、一般公共海岸区域、緑の回廊、保護水面、特定植物群落、景観計画区域、長距離歩道、風致地区、特別緑地保全地区、1種農地、漁業権、保全対象施設、農業用水路の状況、現存植生図、巨樹・巨木、景観重要建造物、景観重要樹木、レッドリスト、身近な自然地域、文化財 など

（参考 他府県の設定状況）

（令和4年（2022年）10月14日現在）

	長野県	徳島県	京都府（案）	宮城県（案）
除外区域	24	8	13	10

17 他府県の設定・検討の状況（参考情報）

他府県の都道府県基準に関する「①除外区域」の策定または検討の状況。（令和4年（2022年）10月14日現在）

【対象施設：太陽光発電】 ●：基準として設定済み / ○：基準候補として検討中

No.	区域	長野	徳島	京都 (案)	宮城 (案)
1	水道水源保全地区	●			
2	水道水源特定保全地域				○
3	水資源保全地域	●			
4	砂防指定地	●			○
5	地すべり防止区域	●			○
6	急傾斜地崩壊危険区域	●			○
7	土砂災害特別警戒区域	●			○
8	土砂災害危険箇所	●			
9	山地災害危険地区	●			
10	河川区域	●		○	
11	農用地区域内農地	●			
12	甲種農地	●			
13	第1種農地	●			
14	国生息地等保護区			○	
15	府県生息地等保護区			○	
16	希少野生動植物生息地保護区	●	●		
17	府県自然環境保全地域		●	○	○
18	府県自然環境保全地域 特別地区	●			
19	国立・国定自然公園第1種特別地域	●	●	○	○
20	国立・国定自然公園第2種特別地域	●		○	○

No.	区域	長野	徳島	京都 (案)	宮城 (案)
21	国立・国定自然公園第3種特別地域	●		○	○
22	府県立自然公園第1種特別地域	●	●	○	○
23	府県立自然公園第2種特別地域	●		○	○
24	府県立自然公園第3種特別地域	●		○	○
25	国指定鳥獣保護区			○	
26	国指定剣山山系鳥獣保護区		●		
27	府県指定鳥獣保護区			○	
28	府県指定鳥獣保護区特別保護地区	●	●		○
29	保安林	●	●	○	○
30	地域森林計画対象森林	●			
31	森林整備保全重点地域	●			
32	第一種森林管理重点地域		●		
33	風致地区	●			
34	近郊緑地（特別）保全地区			○	
35	特別緑地保全地区			○	
36	生産緑地地区			○	
37	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	●			
38	伝統的建造物群保全地区	●			
39	海岸保全区域			○	
40	太陽光発電設備の設置禁止区域	●			

道基準案①除外区域案、②- 1 考慮対象区域及び②- 2 考慮対象事項案について、ご意見を伺いたい。

- 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に適正に配慮と、地域のメリットにもつながらる再生可能エネルギー事業の導入を促進の観点から、別紙の道基準案①除外区域案、②- 1 考慮対象区域案、②- 2 考慮対象事項案に設定されている区域・収集すべき情報の過不足、及びそれらの設定の根拠・適正な配慮のための考え方について、ご意見を伺いたい

道基準は、「地方公共団体実行計画（再生可能エネルギー等導入促進計画）（環境負荷低減型再生可能エネルギー等導入促進計画）（環境負荷低減型再生可能エネルギー等導入促進計画）（環境負荷低減型再生可能エネルギー等導入促進計画）」
「地域脱炭素のための促進区域設定等に関するガイドライン」（環境省）に基づき作成

ここです

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第14号第五条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	
				区域名	区域の設定根拠
促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域	a) 温泉法 第3・4条 / 北海道温泉保護対策要綱 第4・別表2 / 温泉資源の保護に関するガイドライン
		重要な地形及び地質への影響			
		土地の安定性への影響		a) 砂防指定地 b) 地すべり防止区域 c) 急傾斜地崩壊危険区域 d) 土砂災害（特別）警戒区域	a) 砂防法第2・4条 / 砂防法施行条例 第3条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 b) 地すべり等防止法 第3・18条 / 地すべり等防止法施行令 第5条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3・7条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 d) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7・9・10・26条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画
		反射光による生活環境への影響			
		影による影響			
		農林水産業への影響		a) 農用地区域内農地 b) 甲種農地	a) 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第1項・第2項第1号 / 農地法 第4条第6項第1号イ・第5条第2項第1号イ b) 農地法 第4条第6項第1号ロ・第5条第2項第1号ロ、農地法施行令 第6・13条

26

参考情報

参考 1 促進区域の検討・設定ができなくなる可能性がある市町村・島

A案では、行政区域の全域が①除外区域となる市町村が26市町村、島全体が①除外区域となる島が3島発生。

本制度は、地域と合意形成を図りながら再生可能エネルギー事業の導入を促進する制度であるが、①除外区域を広げすぎると、促進区域の設定が不可能となり本制度の主旨である環境の保全に適正に配慮した再生可能エネルギー事業の誘導ができず、現状と変わらない状態になり得る。

行政区域又は島の全域が除外区域に該当するため、促進区域の設定ができなくなる市町村・島	除外区域に設定される区域
(2島)	国定公園全域、鳥獣保護区
(1町(1島))	道立自然公園全域
(2島)	IBA (KBA)
(2市8町)	ジオパーク
(1町)	重要里地里山
(1村)	自然再生事業の対象区域
(2市11町1村)	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (全レベル (注意喚起レベルC以上))
(1市8町1村)	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (注意喚起レベルB以上)
(1市2町1村)	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (注意喚起レベルA以上)

9月に作成した「①除外区域に設定する区域」の振り分け方の初案は、国の基準の振り分け方を参考に設定。

[国の基準]

市町村が促進区域から除外する区域の基準名称	振り分け方
① 促進区域に含めない区域	環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、 法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域 であって、当該区域内においては 地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこと としている区域を定めている。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）



[道の基準]（9月初案）

市町村が促進区域から除外する区域の基準名称	振り分け方
① 除外区域	環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、 法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域 であって、 施設の設置を原則認めないこと としている又は 禁止を行政指導 している区域。

参考3 考慮対象区域・事項への振り分け方（9月初案）

9月に作成した「②考慮対象区域・事項に設定する区域・事項」の振り分け方の初案は、国の基準の振り分け方を参考に設定。

[国の基準]

市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域・事項の基準名称	振り分け方
<p>② 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域</p>	<p>促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域。 環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域を定めている。</p>
<p>② 促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項</p>	<p>促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項。 環境保全の支障を防止する必要性が高いものの、性質上区域での規制が行われていない事項を定めている。</p>

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）



[道の基準]（9月初案）

市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域・事項の基準名称	振り分け方
<p>② 考慮対象区域</p>	<p>法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域。</p>
<p>② 考慮対象事項</p>	<p>法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な事項。</p>